

令和6年度八戸市子ども食堂等物価高騰対策特別支援金給付要綱

(目的)

第1条 エネルギーや食料品等の物価高騰の影響を受けている子ども食堂等を運営する団体に対して令和6年度の予算の範囲内において支援金を給付し、子ども食堂等の安定的かつ継続的な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども食堂 こどもに対して無料または低額で食事の提供を行うものをいう。
- (2) 八戸こども宅食おすそわけ便 社会福祉法人青森県社会福祉協議会から当該活動の実施主体として指定され行うものをいう。

(対象事業)

第3条 支援金の給付対象となる事業は、次の各号に掲げる要件をそれぞれ満たすものとする。

- (1) 子ども食堂
 - ア 市内で実施されていること
 - イ 年6回以上定期的に実施し、1回あたり児童5人以上を対象としていること
 - ウ 食事の提供の主な対象者が18歳未満のこどもであること
 - エ 営利を目的とした事業ではないこと
 - オ 令和6年度中に継続して事業を実施すること（申請後に開始・再開する場合も含む）
- (2) 八戸こども宅食おすそわけ便
 - ア 社会福祉法人青森県社会福祉協議会の指定を受けた当該活動の実施主体で、原則年6回実施していること
 - イ 主な利用者が18歳未満のこどもとその保護者であること
 - ウ 利用対象者に八戸市民が含まれていること

(対象団体)

第4条 支援金を申請しようとするものは、次の各号に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 子ども食堂又は八戸こども宅食おすそわけ便を実施している団体（NPO法人や企業、事業運営のための任意団体等）であること

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体ではないこと
- (3) 宗教活動、政治活動を行う団体ではないこと
- (4) 団体の活動内容が公序良俗に反しないこと
- (5) 市税を滞納していないこと（納付が可能な状況になり次第、納付する旨の制約がある場合は、この限りでない）。

（支援金の額）

第5条 支援金の額は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 同一申請団体が第3条に規定する第1号及び第2号の2つの対象事業を実施するときは、それぞれの対象事業について支援金を申請することができる。

（支援金の給付回数）

第6条 前条で規定する支援金の給付は、同一団体において、対象事業1につき1回限りとする。

（支援金の給付方法）

第7条 支援金は、概算払いによる。

（支援金の給付申請）

第8条 支援金の給付を受けようとする団体は、別に定める申請期間までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 令和6年度八戸市子ども食堂等物価高騰対策特別支援金給付申請書兼口座振替申出書（様式第1号）
- (2) 事業の活動状況が分かる書類
- (3) 振込口座の通帳の写し
- (4) 子ども食堂の支援金を申請する場合は、上記に加え、令和6年度八戸市子ども食堂等物価高騰対策特別支援金事業計画書（様式第2号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（給付決定）

第9条 市長は、前条の規定による給付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、支援金の給付、又は不給付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により給付の決定をしたときは、令和6年度八戸市子ども食堂等物価高騰対策特別支援金給付決定通知書（様式第3号）により通知するとともに、速やかに支援金を給付するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により不給付の決定をしたときには、令和6年度八

戸市子ども食堂等物価高騰対策特別支援金給付不給付決定通知書（様式第4号）により、その旨を通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第10条 前条第1項の規定により支援金の給付の決定を受けた団体（以下「受給団体」という。）で、支援金の申請内容に変更が生じたとき（市長が認める軽微な変更等を除く。）、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、令和6年度八戸市子ども食堂等物価高騰対策特別支援金事業変更等承認申請書（様式第5号）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、対象事業の変更又は中止若しくは廃止を承認するときは、令和6年度八戸市子ども食堂等物価高騰対策特別支援金事業変更等承認（不承認）書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 受給団体は、令和7年3月18日までに、令和6年度八戸市子ども食堂等物価高騰対策特別支援金実績報告書（様式第7号）により、当該年度の活動実績を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告により支援金を追加給付する必要が生じたときは、受給団体に対し速やかに不足分を給付するものとする。

（給付決定の取消）

第12条 市長は、受給団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付決定の全額又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為があったとき
- (2) 支援金を給付の目的以外に使用したとき
- (3) 前条の実績報告書の提出がないとき
- (4) 前各号のほか、市長が給付を行うことを不相当と認めたとき

2 市長は、前項の規定により取消等を決定したときは、団体に対し速やかに、令和6年度八戸市子ども食堂等物価高騰対策特別支援金給付決定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（支援金の返還）

第13条 市長は、第11条第1項の規定による報告において支援金に過払いが生じたとき、又は前条の規定により給付決定の全額又は一部を取り消したときは、八戸市子ども食堂等物価高騰対策特別支援金返納・返還命令通知書（様式第9号）により、期限を定めて既に給付した支援金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 14 条 支援金の給付を受ける権利は、他人及び他団体に譲渡し、又は、担保に供してはならない。

(関係書類の整備)

第 15 条 受給団体は、事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、給付の翌年度から 5 年間保管しておかなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱の施行に関し、その他必要な事項については、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 22 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

別 表

1 対象事業	2 支援金額	3 備考
子ども食堂	年 6 回以上開催し、開催 1 回につき 10,000 円。ただし、上限を 12 回分とする。開催回数に応じて、60,000 円から上限 120,000 円	・ 第 3 条の要件を満たすこと ・ 年度内に全額を使用すること
八戸こども宅食 おすそわけ便	60,000 円	